

バイク専用駐車場使用細則

香椎浜サンハイツ住宅管理組合（以下「管理組合」という。）は、住宅管理規約第 15 条 7 項に基づき、本団地敷地内の自動 2 輪及び原動機付き自転車（以下「バイク」という）の駐車に関してバイク専用駐車場使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

（目的）

第1条 この使用細則は、香椎浜サンハイツ住宅(以下「本マンション」という)敷地内のバイク専用駐車場の保安、保全、管理をすることを目的として規定する。

（運営）

第2条 バイク専用駐車場の運営は、管理組合が行う。

（使用者）

第3条 バイク専用駐車場は組合員及びその同居人並びに組合員より専有部分の貸与を受けた占有者及びその同居人が使用することができる。

2 バイク専用駐車場を使用できる車輛は、車両置場の枠線を越えないバイクで、サイドカー付車輛や違法改造車輛は使用できないものとする。

3 バイクの駐輪台数は、1 住居 1 台を原則とする。（空きがある場合は利用可能だが、申し込み者が増加した場合、2 台所有の者は協議に応じ、1 住居 1 台の原則に従うよう協力する。）

（使用申込及び決定）

第4条 バイク専用駐車場の使用を希望する者は、管理組合に対して所定の用紙により申し込まなければならない。

2 管理組合は、管理組合の定める方法により、バイク専用駐車場の使用者を決定する。

（バイク専用駐車場の使用契約）

第5条 前条第 2 項により管理組合がバイク専用駐車場の使用者を決定したときは、管理組合と使用者は、別に定めるバイク専用駐車場使用契約を締結する。

（車両の変更届）

第6条 使用者は、バイク専用駐車場に駐車する車両に変更が生じた場合には、速やかに管理組合に届け出、管理組合の承認を得る必要がある。

（バイク専用駐車場の使用期間）

第7条 バイク専用駐車場使用契約の期間は、1 年間とする。

(バイク専用駐車場の使用料金)

第8条 バイク専用駐車場の使用料金は、総会の決議により決定するものとし、使用者は、バイク専用駐車場使用料を管理組合の指定する方法により、管理組合に支払わなければならない。なお、月内の途中で解約をする場合や転居される場合でも、使用料金は返金しない。

(譲渡、転貸の禁止)

第9条 使用者は、バイク専用駐車場を他に譲渡、又は転貸してはならない。

(遵守事項)

第10条 使用者はバイク専用駐車場を使用するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 必ず指定された場所に駐車すること
- ② 隣接のバイク等に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 駐車場内ではエンジンをかけず、手押しすること
- ④ 敷地内での警笛及ぶエンジンの空ぶかしをしないこと。

また、深夜の出入りによる迷惑を及ぼす騒音を出来る限り発しないこと。

- ⑤ 車両進入禁止区域を走行しないこと
- ⑥ バイク専用駐車場以外の場所に駐車しないこと

(使用者の義務)

第11条 使用者はバイク専用駐車場の使用にあたり、管理組合の指示に従うものとする。

- 2 管理組合は、本細則の違反者に対して、是正のための勧告をすることができる。
- 3 本団地居住者以外の名義を有するバイク及びナンバープレート無し・解体車・自賠責保険切れ等道路運送車両法上運行が認められないバイクについては、駐車場の使用を認めない。又、管理組合は、管理運営上必要に応じ「車両検査証」又は「登録証」及び自賠責保険証明書」の提示を求めることができる。

(使用の禁止)

第12条 管理組合は、使用者が本細則又は規約の条項に違反したとき、若しくは所定の使用料を3ヶ月以上滞納した時、バイク専用駐車場使用契約を解除することができる。

- 2 使用者が、本マンションの専有部分の区分所有権又は占有権を失ったときや、本マンション以外へ転居する場合は、バイク専用駐車場は使用できないものとする。
- 3 使用者が、本細則に違反したとき及び前条第2項の勧告に従わないときは、管理組合は何等の通知勧告を要しないで、使用を禁止することができる。
- 4 前2項の場合、使用者は速やかにバイクをバイク専用駐車場から搬出する。
- 5 前項の場合において、使用者がバイク専用駐車場から搬出しないとき、管理組合

は使用者の負担において適宜の処置をとることができる。これにつき使用者は正当な理由が無い限り異議を申し出る事は出来ない。

(管理責任と賠償)

第13条 管理組合は、盗難、事故、トラブル等についての責任を一切負わないものとする。

- 2 使用者が、場内の施設、機器及び標識等を破損又は汚損したときは、速やかに管理組合に連絡し、指示に従わなければならない。
- 3 使用者またはその関係者が、故意または過失によって本駐車場の諸施設及び付属施設に損害を与えた時は、使用者は直ちにその損害を管理組合もしくはその所有者に賠償しなければならない。

附則

(細則の発行)

第14条 本細則は、令和5年5月28日から効力を生じる。

(細則の改正)

第15条 本細則の変更又は廃止は、本マンション総会の決議を経なければならない。

バイク専用駐車場使用契約書

香椎浜サンハイツ住宅管理組合（以下「甲」という。）と _____ 以下「乙」という。）とは、管理規約第 15 条 7 項の使用細則におけるバイク専用駐車場細則に基づき、次の通りバイク専用駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 甲は、バイク専用駐車場のうち甲が別途指定する位置を乙に使用せしめることを約する。

第 2 条 乙は、駐輪するバイクをあらかじめ甲に届けでなければならない。

2 乙は、前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲に届け出、甲の承認を得なければならない。

3 バイク専用駐車場を使用できる車両は、車両置場の枠線を越えないバイクで、サイドカー付車両や違法改造車両は使用できないものとする。

第 3 条 使用料金は後示の通りとし、使用料を甲に支払うものとする。

2 前項の使用料金の支払いは、甲の指定する方法で行うものとする。

3 バイク専用駐車場の使用料金は、総会の決議により決定するものとする。

第 4 条 使用期間は 1 年間とする。

2 月内の途中で解約をする場合や転居される場合でも、使用料金は返金しない。

3 契約満了時に空き駐車場がある場合は次年も自動更新とする。

4 前項にて自動更新を希望しない場合、乙は契約満了日の 60 日以上前に甲へ申し出なければならない。

5 契約満了時に希望者が多数の場合、甲が抽選により契約者を選定する。

6 前項にて自動更新にならない場合、甲は契約満了日の 90 日以上前に乙への通達を行う事とする。

第 5 条 乙は、バイク専用駐車場の使用权を他に譲渡し、又は転貸等することができない。

第 6 条 乙は、バイク専用駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用し、次にあげる行為をしてはならない。

① バイクの駐車以外の目的に使用すること

② 指定された場所以外のところに駐車しないこと。

③ 駐車場内に発火性または引火性の高い物品を持ち込まないこと。

④ 他のバイク、自転車などへの接触など行わないこと。

⑤ 駐車場内ではエンジンを掛けないこと。

⑥ 法律上運行出来ない車両を保管駐車すること。

⑦ 前各号に規定するもののほかバイク駐車場使用細則に反する行為をすること。

2 前項の規定のほか甲がバイク専用駐車場の管理上必要な規定等を作成し、又は変更し

て、これを乙に通知し、若しくは適当な場所に掲示したときは、乙はこれを守らなければならない。

第7条 駐車場内において駐車車両が盗難・衝突・接触等の事故を起こし、又は天災地変、火災その他の事由により滅失・毀損等乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠償を含む一切の責任を負わない。

2. 「乙」またはその関係者（同乗者を含む以下単に「乙」という）が、故意または過失によって本駐車場の諸施設及び付属施設に損害を与えた時は、「乙」は直ちにその損害を「甲」もしくはその所有者に賠償しなければならない。

第8条 本契約及びバイク専用駐車場使用細則の条項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。

2 乙が、その所有する専有部分を、他の組合員又は第三者に譲渡又は貸与したとき、または、組合員より専有部分の貸与を受けた乙が本団地以外へ転居したとき、本契約は効力を失う。

第9条 使用期間満了、契約の解除等によって本契約が終了した場合、乙は無条件にて直ちに使用バイク駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第10条 本契約に定めのない事項については、駐車場細則によるほか、甲・乙協議の上誠意をもって処理しなければならない。

車 両 名： _____

車 両 番 号： _____

車両所有者電話番号： _____ 携帯番号： _____

駐 車 位 置： _____

使用料金 月額¥1,000

支払い方法 銀行口座引き落とし

※原則は1住戸1台まで。

※月内の途中で解約をする場合や転居される場合でも、使用料金は返金しない。

使用期間 1年間

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、署名押印の上、甲・乙各1通を保持する。

契約日 年 月 日

甲 香椎浜サンハイツ住宅管理組合
理事長 _____ 印

乙 棟 号室
氏名 _____ 印